



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

* 48 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (循環型社会推進課) 1

○ 告示

946 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (森林整備課) 4

規 則

和歌山県規則第48号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 誓約書（別記第7号様式の2又は別記第7号様式の3）

第11条第3項中「一時たい積事業許可申請書」を「一時堆積事業許可申請書」に改め、同条第4項第4号中「たい積」を「堆積」に改める。

第15条第1項中「特定事業（一時たい積事業）変更許可申請書」を「特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書」に改める。

第16条第4項第3号中「たい積」を「堆積」に改める。

第20条第1項、第22条第1項及び第23条第2項第8号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別表第4第4項中「勾配」を「勾配」に改め、同表第8項中「安定勾配」を「安定勾配」に改める。

別表第5第2項中「たい積」を「堆積」に改め、同表第3項中「たい積」を「堆積」に、「勾配」を「勾配」に改める。

別記第7号様式中「禁錮」を「禁錮」に、「第31条第7項」を「第32条の2第7項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第 7 号様式の 2 (第 1 1 条関係)

誓 約 書 (法人用)

当法人(当社)は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成 20 年和歌山県条例第 49 号。以下「条例」という。)第 19 条又は第 24 条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)となっている事業者
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した事業者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた事業者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している事業者
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した事業者

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

名称

代表者職氏名



別記第7号様式の3(第11条関係)

誓約書(個人用)

私は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。)第19条又は第24条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した者

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名



別記第8号様式中「一時たい積事業許可申請書」を「一時堆積事業許可申請書」に、「一時たい積事業の」を「一時堆積事業の」に、「一時たい積事業に」を「一時堆積事業に」に、「一時たい積事業を」を「一時堆積事業を」に、「たい積が」を「堆積が」に改める。

別記第9号様式中「特定事業(一時たい積事業)変更許可申請書」を「特定事業(一時堆積事業)変更許可申請書」に、「一時たい積事業を」を「一時堆積事業を」に、「一時たい積事業)の」を「一時堆積事業)の」に、「たい積が」を「堆積が」に改める。

別記第14号様式中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積されている」を「堆積されている」に改める。

別記第17号様式中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積されている」を「堆積されている」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第946号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成23年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

美浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成23年9月20日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破碎すること。

4 命令をしようとする理由

平成23年8月10日から平成23年8月30日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。